

第 1 9 2 4 回 埼 玉 県 教 育 委 員 会 定 例 会

- 1 日 時 令和 4 年 2 月 8 日 (火) 午前 1 0 時 開 会
午前 1 1 時 4 1 分 終 了
- 2 場 所 埼 玉 県 教 育 局 教 育 委 員 会 室
- 3 出 席 者 高 田 教 育 長、遠 藤 教 育 長 職 務 代 理 者、石 川 委 員、戸 所 委 員、坂 東 委 員、小
林 委 員、佐 藤 教 育 総 務 部 長、日 吉 県 立 学 校 部 長、石 井 市 町 村 支 援 部 長、高
津 教 職 員 採 用 課 長、臼 倉 県 立 学 校 人 事 課 長、阿 部 小 中 学 校 人 事 課 長、加 藤
教 育 政 策 課 長、関 根 財 務 課 長、小 林 管 理 主 幹
栗 原 書 記 長、岩 崎 書 記、原 口 書 記、星 野 書 記
- 4 会 議 の 主 宰 者 高 田 教 育 長
- 5 会 議
- (1) 前 回 議 事 録 の 承 認
- 全 出 席 委 員 異 議 な く 本 件 記 載 ど お り 承 認
 - 高 田 教 育 長 が、坂 東 委 員 を 議 事 録 の 署 名 者 に 指 名 し た。
- (2) 報 告 事 項
- 埼 玉 県 公 立 学 校 教 員 採 用 選 考 試 験 の 実 施 計 画 の 概 要 に つ い て
- 高 津 教 職 員 採 用 課 長 (提 出 理 由、埼 玉 県 公 立 学 校 教 員 採 用 選 考 試 験 の 実 施 計 画 の
概 要、主 な 変 更 点 に つ い て 説 明)
- 石 川 委 員 新 た に 手 話 通 訳 士 の 資 格 を 有 し て い る 方 に 1 0 点 の 加 点 を す る と い う
説 明 が あ り ま し た。志 願 区 分 は 特 別 支 援 教 育 で 志 願 し た 方 が 対 象 と い う こ と で
す が、他 の 志 願 区 分 で 合 格 さ れ て い る 方 も 特 別 支 援 学 校 の 配 置 に な る 方 も い る
と 聞 い て い ま す。そ の よ う な こ と を 考 え る と、全 員 に 1 0 点 の 加 点 を し て も 良
い の で は と 思 う の で す が い か が で し ょ う か。
- 高 津 教 職 員 採 用 課 長 小 学 校、中 学 校 の 区 分 で 合 格 さ れ た 方 で も 特 別 支 援 学 校 に
配 属 さ れ る 方 は 何 名 か い ま す。今 回 の、こ ち ら の 加 点 は、メ イ ン と し て 特 別 支

援学校に志願している方だけを加点対象とさせていただきます。

石川委員 特別支援教育で合格された方以外は、全て特別支援学校に赴任しないということであればそれでもよいのかと思いますが、実際には、その他の区分で合格された方でも特別支援教育に携わることを考えると、あえて特別支援教育で志願した方に限って加点をすることは余り意味がないのかという気がするのですが、どうなのでしょう。

高津教職員採用課長 今回、このような形で加点を設けさせていただいたのですが、他の志願区分の合格者が特別支援学校に配属されることもありますので、御意見の趣旨を踏まえて、今後検討させていただきたいと思います。

高田教育長 全国的に教員に志願してくれる方が少なくなっており、教員の確保が課題となっています。採用選考試験にできるだけ多くの方にチャレンジしてもらえよう取組として、現状考えていることがあれば報告してください。

高津教職員採用課長 教員は、多忙な職場環境により敬遠されているというようなことが新聞等で報道もされています。私共としては、毎年秋から冬にかけて、数多くの大学を回らせていただき、大学説明会を行っています。約1年前、訪問した大学で、学生に対してアンケートを取らせていただきました。その中で、なぜ教員志願者が減っているのかその理由を挙げてもらったところ、労働時間が長い、仕事量が多いという回答が半数以上、数多くありました。新聞報道だけでなく、実際にそういった生の学生の声聞き、現状が明らかになったところでは、そういったことを解消するためにも、やはり働き方改革を一層進めるということが必要だと思います。もう一つは、これまで以上に、先生になって良かったと思える教職の魅力を伝えていきたいと思っています。特に、若い方たち、大学生へのアピールということで、大学との連携を密接に行っているところです。昨年度、県内の三つの教員養成大学と連携協定を締結して、新たな取組を始めました。例えば、大学の授業に教育委員会の職員が出向いて、授業づくりのポイント、教員としての心構えなどの話をしております。また、採用1年目の若手教員2名のインタビューをまとめた動画を作り、それを大学生に視聴してもらおう。また、研修施設である県立総合教育センターに大学生を招い

て教員の研修の様子を見学してもらっています。採用後も安心して働くことのできる職場であることをアピールするため、このような取組を行っています。また、高校生に対しても、高校生向け説明会を行っています。これまでは、教職員採用課の職員が学校へ出向いて説明を行っていましたが、より身近に感じてもらうために、本年度は新たに、その高校を卒業した教育学部の学生に来ていただき、教員を目指している理由などを話してもらい、身近な先輩を通した高校生への働き掛けを始めたところです。

遠藤教育長職務代理者 今、大学との連携の話が出ました。確かに、県の教育委員会において、教職の説明会は毎年開かれています。これは当然のことであり、民間企業はもっと熱心に行うわけです。実際に、子供、学生はどんどん少なくなっています。2040年には88万人程度になるという予想もあります。先日、全国の教育委員会の大会があったのですが、そのような状況の中で、少人数制に変えることによって質を高めていく、働き方改革をそこで実現していくという話が挙がりました。先生方は子供たちを1日中見ているわけで、やはり学校というのは疲れると思います。そうした中で、文部科学省でも、あと2年くらいで30人から35人くらいの学級にしていこうとしています。現状と将来との比較で、学生たちがどのような夢や希望を持って教職に就いていくのかという説明が必要であり、民間企業はその辺りがうまいと思います。教職というのは、子供の面倒を見るだけではなく、今は、ICT教育にも、もっと深くかかわっていかなければいけない状況です。このような中で、働き方改革によって、楽になるのか、それとも大変になるのか、私は大変になると思っています。その辺りもどのようにカバーしていくのか、夢を持てる職場であることについてなど、私のような大学教員からも学生に話ができるような、教育委員会や教育現場とのつながりを持てるような取組をしていただけると良いと思います。

高津教職員採用課長 委員御指摘のとおり、大学生にどのように働き掛けるかということは非常に重要であると思います。大学生にどのように教員の魅力を発信し、教員になってもらうかということについては、大学の先生や、我々教育委員会の職員が話をするのはもちろんですが、それに加えて、大学生と年齢的

に近い採用1年目、2年目の教員の頑張っている姿を見てもらう、あるいは、高校生については、若手教員と接する機会も必要かと思いますが、一つ上の世代の、教員を目指している大学生と接する機会、こういったことを今後は設けて、少しでも教員の魅力を伝えていきたいと思っています。

遠藤教育長職務代理者 我々は個人面接を毎年やっています。教員免許は取るけれども、採用試験は受けるかどうか分からないという学生が多くいます。彼らの頭の中には、教員になってしまうと、他の道が閉ざされるのではないかという考えがあります。逆に、教員免許を持っていれば、他の職業に就いていてもこれが有利に働くのではないかとのという考えも持っています。これからは、一つの仕事だけを続けていく時代ではないと思います。ですから、教員としてのキャリアが人生の中でどのようなメリットがあるかということも考えていかなければならないと思います。民間企業は、ICT化で今は自宅でも仕事をします。教育現場で、ICT教育に携わっていても、民間企業と比較すると、ICTの経験が突出して高いわけではありません。教員の魅力について、教員をやることでどのようなキャリアが得られるのか、このような点も考えていかなければならないと思います。

高津教職員採用課長 非常に難しい問題かと思っています。しかし、私共の使命として、一人でも多くの志願者を集めるということで様々な広報活動をやっています。委員おっしゃるとおり、大学生にもいろいろな方がいます。例えば、教育学部に入ったけれども、教員免許だけ取り、教員採用試験を受けずに民間企業へ勤めるという例も多々あります。繰り返しになりますが、大学生の方に対して、我々としてできる限り教職に就いてもらうための努力をしていきたいと考えています。

戸所委員 私の経験ですが、一般企業で長く採用の仕事をやっていますが、先程の話題で特に気になったのが、学生の方へPRをするときに、採用1年目、2年目の若い教員のビデオレターなども良いと思うのですが、仕事の面白さが分かるのは最低でも5年から10年はかかります。面白さが分かった人が話をするのと、まだスタートラインに立ったばかりの1年目、2年目の人が話をす

るのと、若い教員の方が学生たちに近い存在なのかもしれませんが、学生たちに訴えるものは、例えば給料が高いなどそのようなことではなく、どのくらい情熱を持って教員をやっているのかということだと思います。そのようなことに惹かれるケースが多いのだと思います。そのため、教員5年目や10年目で、自分にとって教員という仕事にやりがいを持っているような人を直接大学に派遣をしていただいて、意見交換をするなどすれば、大学生にとっても刺激になるのではないかと思います。そのようなことも少し考えていただければいいと思います。

高津教職員採用課長 貴重な御意見ありがとうございます。確かに、1年目、2年目の教員は、一生懸命にやっているのでしょうけれども、教職の醍醐味というものを感ずるのは中堅になってからということはあるので、大学生が若手の教員と接する機会も大事だと思いますが、中堅の教員が大学生と接するような場面についても、今後考えていきたいと思っています。

(3) 次回委員会の開催予定について

2月18日(金)午前10時

<非公開会議結果>

第4号議案 県議会令和4年2月定例会提出予定案件について

県議会令和4年2月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第5号議案 県議会令和4年2月定例会提出予定案件について

県議会令和4年2月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第6号議案 県議会令和4年2月定例会提出予定案件について

県議会令和4年2月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第7号議案 県議会令和4年2月定例会提出予定案件について

県議会令和4年2月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第8号議案 令和4年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

令和4年度における本県教育行政の推進に当たり、重点施策を決定しました。

第 9 号議案 退職手当返納命令処分に係る人事委員会に対する諮問について

退職手当返納命令処分を行うに当たり、職員の退職手当に関する条例の規定に基づき、人事委員会に諮問することを決定しました。

第 10 号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った北部地区の公立中学校の男性教諭（56 歳）に対して、1 か月間、給料の月額額の 10 分の 1 を減給する懲戒処分を決定しました。

第 11 号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った川口市の公立中学校の男性教諭（44 歳）に対して、3 か月間、給料の月額額の 10 分の 1 を減給する懲戒処分を決定しました。

第 12 号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った県立越谷北高等学校の男性教諭（62 歳）に対して、6 か月間、給料の月額額の 10 分の 1 を減給する懲戒処分を決定しました。